

熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例の
制定について

熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例を次のように
制定する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例

(熊本市手数料条例の一部改正)

第1条 熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正す
る。

第2条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第17号から第19号までの規
定中「300円」を「400円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 固定資産名寄帳、固定資産課税台帳、固定資産に関する地籍図等を閲
覧に供する事務 1件につき 400円

ただし、簿冊については1冊をもって1件とする。

第2条第1項第20号中「図面の閲覧照合」を「図面等を閲覧に供する事務」に
改め、同条第2項中「250円」を「200円」に改める。

(熊本市富合ホール条例の一部改正)

第2条 熊本市富合ホール条例(平成20年条例第65号)の一部を次のように改正
する。

別表第1中「4,500円」を「4,900円」に、「6,000円」を
「6,600円」に、「8,000円」を「8,800円」に、「10,000
円」を「11,000円」に、「1,200円」を「1,300円」に、
「1,400円」を「1,500円」に、「1,600円」を「1,700円」

に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「2,000円」を「2,200円」に改める。

別表第2(1)冷暖房設備使用料の表中「3,000円」を「3,300円」に、「500円」を「550円」に改める。

(熊本市天明ホール条例の一部改正)

第3条 熊本市天明ホール条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1施設使用料の表中「4,000円」を「4,400円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「8,000円」を「8,800円」に、「4,800円」を「5,200円」に、「7,200円」を「7,900円」に、「9,600円」を「10,500円」に改める。

(熊本市火の君文化ホール条例の一部改正)

第4条 熊本市火の君文化ホール条例(平成22年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1施設使用料の表中「6,500円」を「7,100円」に、「9,000円」を「9,900円」に、「11,000円」を「12,100円」に、「8,000円」を「8,800円」に、「14,000円」を「15,400円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,500円」を「2,700円」に、「4,000円」を「4,400円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,500円」を「1,600円」に改める。

別表第2(1)冷暖房設備使用料の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

(1) 冷暖房設備使用料

施設名	単位	使用料
ホール	1時間までごとに	3,300円
舞台のみ	1時間までごとに	550円
楽屋1、楽屋2、楽屋3	1区分につき	220円

又はリハーサル室		
----------	--	--

別表第2(1)冷暖房設備使用料の表備考第1項中「掲げる」の次に「施設ごとの」を加え、同表備考第2項中「リハーサル室」を「楽屋1、楽屋2、楽屋3又はリハーサル室」に改める。

(熊本市植木文化ホール条例の一部改正)

第5条 熊本市植木文化ホール条例(平成26年条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1施設使用料の表中「6,300円」を「6,900円」に、「8,400円」を「9,200円」に、「10,500円」を「11,500円」に、「12,600円」を「13,800円」に、「3,150円」を「3,400円」に、「4,200円」を「4,600円」に、「5,250円」を「5,700円」に、「7,350円」を「8,000円」に、「520円」を「500円」に、「730円」を「800円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「310円」を「300円」に、「840円」を「900円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「2,620円」を「2,800円」に改め、同表備考第5項を削る。

別表第2(1)冷暖房設備使用料の表中「4,200円」を「4,620円」に、「2,100円」を「2,310円」に、「210円」を「230円」に、「100円」を「110円」に、「630円」を「690円」に改める。

(熊本市立学校施設使用条例の一部改正)

第6条 熊本市立学校施設使用条例(平成5年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)施設使用料の表プール(五福小学校に限る。)の項中「130円」を「170円」に、「260円」を「330円」に、「1,300円」を「1,700円」に、「2,600円」を「3,300円」に改める。

(熊本市すこやか交流広場条例の一部改正)

第7条 熊本市すこやか交流広場条例(平成18年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「1,000円」を「1,500円」に、「500円」を「750円」に改める。

(熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正)

第8条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)関係の部中「14,700円」を「15,000円」に、「6,400円」を「6,500円」に、「2,300円」を「2,400円」に、「3,900円」を「4,000円」に改める。

(熊本市余熱利用施設条例の一部改正)

第9条 熊本市余熱利用施設条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1 高校生以上の項中「300円」を「400円」に改める。

別表第2(1)東部交流センター使用料の表体育館(全面使用)の項中「3,000円」を「3,210円」に、「4,000円」を「4,280円」に、「1,000円」を「1,070円」に改め、同表体育館(一部使用)の部バドミントンの項中「230円」を「290円」に、「460円」を「570円」に改め、同部卓球の項中「110円」を「140円」に、「220円」を「280円」に改め、同表多目的室(全面使用)の項中「2,800円」を「3,000円」に、「3,700円」を「4,000円」に、「920円」を「1,000円」に改め、同表多目的室(半面使用)の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,850円」を「2,000円」に、「460円」を「500円」に改める。

(熊本市動植物園条例の一部改正)

第10条 熊本市動植物園条例(平成3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)入園料の表中「300円」を「500円」に、「240円」を「400円」に改める。

(熊本市体育施設条例の一部改正)

第11条 熊本市体育施設条例(昭和60年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表テニスコートの項使用料の欄1施設使用料の表中「170円」を「220円」に、「350円」を「440円」に、「300円」を「380円」に、

「600円」を「750円」に、「210円」を「270円」に改め、同欄2照明
 使用料の表中「350円」を「440円」に、「210円」を「270円」に改
 め、別表体育館の項使用料の欄1専用使用料(1)施設使用料ア使用時間区分による
 使用料の表中

「

天明運動施設		3,780円	5,040円	5,040円	16,380円
清水スポーツセンター 明德体育館		2,580円	3,440円	3,440円	11,180円
南部総合スポーツセンター 託麻スポーツセンター 北部体育館 富合雁回館		4,200円	5,600円	5,600円	18,200円
龍田体育館	中体育室	3,000円	4,000円	4,000円	13,000円
	小体育室	900円	1,200円	1,200円	3,900円
植木総合スポーツセンター	体育館	4,200円	5,600円	5,600円	18,200円
	ミーティング室	630円	840円	840円	2,730円
城南総合スポーツセンター	体育館	6,600円	8,800円	8,800円	28,600円
	多目的室	3,600円	4,800円	4,800円	15,600円

」

を

「

天明運動施設		5,220 円	6,960 円	6,960 円	22,620 円
南部総合スポーツセンター					
託麻スポーツセンター					
北部体育館					
富合雁回館					
清水スポーツセンター		3,210 円	4,280 円	4,280 円	13,910 円
明德体育館					
龍田体育館	中体育室	3,210 円	4,280 円	4,280 円	13,910 円
	小体育室	1,140 円	1,520 円	1,520 円	4,940 円
植木総合スポーツセンター	体育館	5,220 円	6,960 円	6,960 円	22,620 円
	ミーティング室	810 円	1,080 円	1,080 円	3,510 円
城南総合スポーツセンター	体育館	5,220 円	6,960 円	6,960 円	22,620 円
	多目的室	4,470 円	5,960 円	5,960 円	16,390 円

」

に改め、同欄 1 専用使用料(1)施設使用料イ時間を単位とする使用料の表中

「

熊本市城南 B	中体	全面	1 時間	420 円
---------	----	----	------	-------

& G 海洋センター	育室		につき	
		半面	1 時間につき	210 円
	小体育室	全面	1 時間につき	420 円
		半面	1 時間につき	210 円
	ミーティングルーム		1 時間につき	210 円
コインロッカー		1 箱 1 回につき	10 円	

を

熊本市城南 B & G 海洋センター	小体育室	全面	1 時間につき	380 円
		半面	1 時間につき	190 円
	ミーティングルーム		1 時間につき	270 円
	コインロッカー		1 箱 1 回につき	10 円

に、「500円」を「620円」に、「200円」を「250円」に改め、同欄1
専用使用料(2)照明使用料の表中

天明運動施設	全部の点灯	1 時間につき	600 円
清水スポーツセンター	2 分の 1 の点灯	1 時間につき	300 円
南部総合スポーツセンター 託麻スポーツセンター	全部の点灯	1 時間につき	700 円

北部体育館 植木総合スポーツセンター (体育館) 富合雁回館	2分の1の点灯	1時間につき	350円
龍田体育館	中体育室	1時間につき	600円
	小体育室	1時間につき	200円
明德体育館		1時間につき	600円
城南総合スポーツセンター (体育館)	全部の点灯	1時間につき	3,400円
	2分の1の点灯	1時間につき	1,700円

を

天明運動施設 南部総合スポーツセンター 託麻スポーツセンター	全部の点灯	1時間につき	870円
北部体育館 植木総合スポーツセンター (体育館) 富合雁回館 城南総合スポーツセンター (体育館)	2分の1の点灯	1時間につき	440円
清水スポーツセンター	全部の点灯	1時間につき	750円
	2分の1の点灯	1時間につき	380円
龍田体育館	中体育室	1時間につき	750円
	小体育室	1時間につき	250円
明德体育館		1時間につき	750円

に改め、同欄2一部使用料の表中「630円」を「790円」に、「1,260円」を「1,570円」に、「460円」を「570円」に、「920円」を

「1,140円」に、「230円」を「290円」に、「110円」を「140円」に、「220円」を「280円」に改め、別表グラウンドの項使用料の欄1施設使用料の表中

「

天明運動施設 南部総合スポーツ センター 明德グラウンド	全面	1時間につき	500円
	半面	1時間につき	250円
河内グラウンド		1時間につき	500円
城南総合スポーツ センター	全面	1時間につき	840円
	半面	1時間につき	420円
塚原グラウンド		1時間につき	840円
富合屋外運動場		1時間につき	250円

」

を

「

天明運動施設 南部総合スポーツ センター 明德グラウンド	全面	1時間につき	620円
	半面	1時間につき	310円
城南総合スポーツ センター			
河内グラウンド		1時間につき	620円
塚原グラウンド			
富合屋外運動場		1時間につき	310円

」

に改め、同欄2照明使用料の表中「1,800円」を「2,240円」に、「900円」を「1,120円」に、「840円」を「1,050円」に、「420円」を「530円」に改め、別表武道場の項使用料の欄1専用使用料(1)施設使用料の表中「900円」を「1,140円」に、「1,200円」を「1,520円」に、「3,900円」を「4,940円」に、「750円」を

「930円」に、「1,000円」を「1,240円」に、「3,250円」を「4,030円」に、「1,800円」を「2,250円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「7,800円」を「9,750円」に改め、同欄1専用使用料(2)照明使用料の表中「200円」を「250円」に、「100円」を「130円」に、「250円」を「310円」に改め、同欄2個人使用料の表中「100円」を「130円」に、「200円」を「250円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,500円」に改め、別表弓道場の項使用料の欄1専用使用料(1)施設使用料ア使用時間区分による使用料の表中「3,000円」を「3,720円」に、「4,000円」を「4,960円」に、「13,000円」を「16,120円」に、「1,800円」を「2,250円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「7,800円」を「9,750円」に改め、同欄1専用使用料(1)施設使用料イ時間を単位とする使用料の表中「210円」を「250円」に改め、同欄1専用使用料(2)照明使用料の表中「300円」を「380円」に、「210円」を「270円」に改め、同欄2個人使用料の表中「100円」を「130円」に、「200円」を「250円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,500円」に改め、別表プールの項使用料の欄1専用使用料(1)施設使用料の表中「7,500円」を「9,300円」に、「10,000円」を「12,400円」に、「32,500円」を「40,300円」に、「9,300円」を「11,550円」に、「12,400円」を「15,400円」に、「40,300円」を「50,050円」に改め、同欄1専用使用料(2)照明使用料の表中「500円」を「620円」に改め、同欄2個人使用料の表南部総合スポーツセンターの項中「130円」を「170円」に、「260円」を「330円」に、「1,300円」を「1,700円」に、「2,600円」を「3,300円」に、「180円」を「230円」に、「360円」を「450円」に、「1,800円」を「2,300円」に、「3,600円」を「4,500円」に改め、同欄2個人使用料の表熊本市城南B&G海洋センターの項中「50円」を「70円」に、「110円」を「140円」に改め、別表トレーニング室の項使用料の欄の表中「300円」を「380円」に、「3,000円」を「3,800円」に改め、同表備考第1項中「150円」を「当該使用料の2分の1に相当する額」に改める。

(熊本市総合体育館・青年会館条例の一部改正)

第12条 熊本市総合体育館・青年会館条例(昭和61年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表1 総合体育館使用料(1)専用使用料ア施設使用料の表中表の部分を次のように改める。

区分		使用料(単位:円)					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大 体 育 室	アマチュアスポーツで使用する場合	8,190	10,920	10,920	21,840	24,570	35,490
	その他の場合	32,730	43,640	43,640	87,280	98,190	141,830
中 体 育 室	アマチュアスポーツで使用する場合	5,220	6,960	6,960	13,920	15,660	22,620
	その他の場合	20,820	27,760	27,760	55,520	62,460	90,220
小体育室		2,070	2,760	2,760	5,520	6,210	8,970
室内 温 水 プ ー ル	7月から9月まで	9,300	12,400	12,400	24,800	27,900	40,300
	10月から翌年6月まで	11,550	15,400	15,400	30,800	34,650	50,050
武道場		2,250	3,000	3,000	6,000	6,750	9,750
弓道場		2,610	3,480	3,480	6,960	7,830	11,310

別表1 総合体育館使用料(1)専用使用料イ照明設備等使用料の表中

「

使用料
1時間につき 3,400円

」を「

使用料(単位:円)
1時間につき 3,400

」に、

「700」を「870」に、「350」を「440」に、「500」を「620」に、「250」を「310」に、「300」を「380」に改め、別表1 総合体育館使用料(2)一部使用料の表中

「

使用料
1面1時間につき 460円

」を「

使用料(単位:円)
1面1時間につき 570

」に、
「920」を「1,140」に、「630」を「790」に、「1,260」を
「1,570」に、「460」を「570」に、「230」を「290」に、
「110」を「140」に、「220」を「280」に、「130」を「170」
に、「260」を「330」に、「1,300」を「1,700」に、
「2,600」を「3,300」に、「180」を「230」に、「360」を
「450」に、「1,800」を「2,300」に、「3,600」を
「4,500」に、「100」を「130」に、「200」を「250」に、
「1,000」を「1,300」に、「2,000」を「2,500」に、
「300」を「380」に、「3,000」を「3,800」に、「450」を
「560」に、「4,500」を「5,600」に改める。

(熊本市総合屋内プール条例の一部改正)

第13条 熊本市総合屋内プール条例(平成10年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2個人使用料の表中「500円」を「620円」に、「250円」を
「310円」に、「400円」を「500円」に改め、同表備考第1項中「当該区
分に応じて定める使用料の額に、一般については200円、高校生以下については
100円」を「当該使用料の2分の1に相当する額」に改め、同表備考に次の1項
を加える。

11 第1項に規定する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これ
を切り捨てる。

別表第1の3附属設備使用料の表中「50,000円」を「61,950円」
に、「12,000円」を「14,870円」に改める。

別表第2の2セット券の種類及び金額の表中「2,200円」を「2,400
円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「2,800円」を
「3,000円」に、「1,700円」を「1,900円」に、「3,800円」
を「4,000円」に、「2,400円」を「2,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 7 条、附則第 8 条第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 10 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中熊本市手数料条例第 2 条第 2 項の改正規定 令和 2 年 1 月 1 日

(3) 第 1 条中熊本市手数料条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 17 号から第 19 号までの改正規定並びに同号の次に 1 号を加える改正規定並びに同項第 20 号の改正規定 令和 2 年 7 月 1 日

(熊本市富合ホール条例の改正に伴う経過措置)

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の熊本市富合ホール条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(熊本市天明ホール条例の改正に伴う経過措置)

第 3 条 第 3 条の規定による改正後の熊本市天明ホール条例の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(熊本市火の君文化ホール条例の改正に伴う経過措置)

第 4 条 第 4 条の規定による改正後の熊本市火の君文化ホール条例の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(熊本市植木文化ホール条例の改正に伴う経過措置)

第 5 条 第 5 条の規定による改正後の熊本市植木文化ホール条例の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(熊本市立学校施設使用条例の改正に伴う経過措置)

第 6 条 第 6 条の規定による改正前の熊本市立学校施設使用条例の規定により交付されたプールの回数券は、第 6 条の規定による改正後の熊本市立学校施設使用条例の

規定により交付された回数券とみなす。

(熊本市余熱利用施設条例の改正に伴う経過措置)

第 7 条 この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の施設の使用について、第 9 条の規定による改正後の熊本市余熱利用施設条例の規定により使用料を徴収するものとする。

(熊本市体育施設条例の改正に伴う経過措置)

第 8 条 この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の体育施設 (設備を含む。) の使用について、第 1 1 条の規定による改正後の熊本市体育施設条例 (次項において「新体育施設条例」という。) の規定により使用料を徴収するものとする。

2 第 1 1 条の規定による改正前の熊本市体育施設条例の規定により交付された武道場、弓道場、プール又はトレーニング室の回数券は、新体育施設条例の規定により交付されたそれぞれの施設の回数券とみなす。

(熊本市総合体育館・青年会館条例の改正に伴う経過措置)

第 9 条 この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の施設及び設備の使用について、第 1 2 条の規定による改正後の熊本市総合体育館・青年会館条例 (次項において「新総合体育館・青年会館条例」という。) の規定により使用料を徴収するものとする。

2 第 1 2 条の規定による改正前の熊本市総合体育館・青年会館条例の規定により交付された室内温水プール、武道場、弓道場又はトレーニング室の回数券は、新総合体育館・青年会館条例の規定により交付されたそれぞれの施設の回数券とみなす。

(熊本市総合屋内プール条例の改正に伴う経過措置)

第 1 0 条 この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の施設及び設備の使用について、第 1 3 条の規定による改正後の熊本市総合屋内プール条例の規定により使用料を徴収するものとする。

(提出理由)

最近の社会経済情勢の変化に伴い、使用料及び手数料の改定等をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。